

役員報酬の決定に関する基本方針

北興化学工業株式会社

制定 2016年1月4日

最終改正 2021年1月18日

当社の取締役、監査役の報酬の決定にあたって、公正かつ透明性の高いプロセスの確保を目的として、以下のとおり、「役員報酬の決定に関する基本方針」を定める。

1. 役員報酬は、取締役、監査役別の体系とする。
2. 役員報酬は、役割・責務等に応じた月毎に支給する定額の金銭報酬（固定報酬）とし、体系別に定める。

（取締役）

3. 各取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、以下の考えに基づき、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長が決定する。
 - （1） 取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
 - （2） 取締役の固定報酬は、代表取締役・取締役別、委嘱された業務執行の役職別（社長、会長、専務執行役員、常務執行役員、執行役員）・キャリア別の体系とし、その基準額は独立社外役員の意見を踏まえて代表取締役社長が決定するものとする。

（監査役）

4. 各監査役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役会の協議により決定する。
5. 本方針の改廃は取締役会決議による。

以 上